

一 船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二 海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）（海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けている船舶が国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受ける場合に限る。）

三 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第十四条の免許状の写し又は同法第六十条の無線検査簿（旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書又は高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書の交付を受ける場合に限る。）

第四条 次の各号に掲げる条約証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 旅客船安全証書及び極海域航行船証書（旅客船（原子力船を除く。）に係るものに限る。）当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査に係る検査基準日（船舶安全法施行規則第十八条第二項の表備考第二号（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する検査基準日をいう。次項第一号において同じ。）又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいずれか早い日

二 原子力旅客船安全証書及び極海域航行船証書（旅客船（原子力船に限る。）に係るものに限る。）当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査の日（船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第二号下欄に掲げる日をいう。）又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいずれか早い日

三 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際満載喫水線証書 船舶検査証書の有効期間が満了する日の各号に掲げる免除証書及び国際満載喫水線免除証書の有効期間は、交付の日からそれぞれ当該各号に掲げる日までとする。

一 旅客船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書 当該証書の交付の日後最初に行われる中間検査に係る検査基準日又は船舶検査証書の有効期間が満了する日のいずれか早い日

二 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書又は貨物船安全証書に係る要件の一部又は全部を免除する免除証書及び国際満載喫水線免除証書 船舶検査証書の有効期間が満了する日

三 前二項の規定にかかわらず、臨時航行許可証又は船舶安全法施行規則第三十八条第三項の臨時変更証の交付を受けた船舶の条約証書の有効期間の終期は、当該臨時航行許可証又は臨時変更証の有効期間の満了する日とする。

四 第一項各号又は第二項各号に掲げる従前の条約証書の有効期間の満了前に、定期検査（船舶安全法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下「定期検査等」という。）又は中間検査（第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号に掲げる条約証書の交付を受けた船舶が受けるものに限る。以下この条、次条及び第五条の二において同じ。）を受け、当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けた場合には、従前の条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

第五条 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書（原子力旅客船安全証書、極海域航行船証書（旅客船（原子力船に限る。）に係るものに限る。）及び国際汚汚方法証書を除く。以下この条及び次条（第四項を除く。）において同じ。）の有効期間が満了する時において外国の港から本邦の港又は定期検査等若しくは中間検査を受ける予定の外国の他の港に向け航海中となる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）については、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつては、一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

二 前項の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。三 前二項の申請をしようとする者は、条約証書有効期間延長申請書（第十号様式）に当該条約証書、船舶検査証書及び船舶検査手帳を添えて管海官庁又は日本の領事官に提出しなければならない。四 第一項及び第二項の指定は、条約証書及び船舶検査手帳に記入して行なう。

第五条の二 定期検査等又は中間検査の結果第二條の規定による条約証書の交付を受けることができる船舶（船舶検査証書を受有する船舶に限る。以下この条において同じ。）であつて、当該定期検査等又は中間検査を外国において受けた場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により、従前の条約証書の有効期間が満了するまでの間において当該定期検査等又は中間検査に係る条約証書の交付を受けることができなかつたものについては、従前の条約証書の有効期間は、第四條第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該定期検査等若しくは中間検査に係る条約証書が交付される日又は従前の条約証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して五月を経過する日のいずれか早い日までの期間とする。

二 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面に条約証書（船舶安全法第八条の船舶に係る確認を受けようとする場合にあつては、条約証書の写し）を添えて管海官庁に提出し、船舶に前項に規定する事由がある旨の確認を受けなければならない。

三 管海官庁は、船舶安全法第八条の船舶以外の船舶に係る前項の確認を行ったときは、条約証書に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入し、前項の書面を提出した者に返付するものとする。

四 船級協会は、船舶安全法第八条の船舶に係る第二項の確認を受けた者からの申請により、条約証書（原子力旅客船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）並びに国際汚汚方法証書）に係るものに限る。）並びに国際汚汚方法

証書を除く。）に当該船舶が第一項の規定の適用を受けている旨を記入するものとする。（条約証書の提示等）

第六条 貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者は、中間検査（国際汚汚方法証書を受有する船舶の所有者については、定期検査、中間検査又は臨時検査）を受けようとする場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書若しくはこれらの証書に係る免除証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書を管海官庁に提示しなければならない。

二 管海官庁は、前項の船舶が同項の検査に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書（旅客船に係るものを除く。）国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際汚汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

三 船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線免除証書又は国際汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際汚汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）し、同項の免除証書とともに船舶所有者に返付するものとする。

四 船舶検査証書の有効期間が満了する日の翌日から起算して三月（高速船にあつては、一月）を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

五 前項の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

六 管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

七 前項の規定による場合を除き、管海官庁又は日本の領事官は、条約証書の有効期間が満了する時において航海中となる高速船でない船舶（航海を開始する港から最終の到着港までの距離が千海里を超えない航海に従事するものに限る。）について、申請により、当該条約証書の有効期間が満了する日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該条約証書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合には、当該条約証書の有効期間は、満了したものとみなす。

に相当する検査)に限る。)に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速航行条件証書、極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入(国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。)するものとする。

(書換え)

第七条 船舶所有者は、条約証書の記載事項を変更しようとする場合又はその変更を生じた場合には、すみやかに、条約証書交付等申請書に当該条約証書、船舶検査証書及び船舶検査手帳並びに海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳(海洋汚染等防止証書の交付を受けている船舶が国際液体化学薬品ばら積船適合証書の書換えを受ける場合に限る。)を添えて管海官庁に提出し、その書換えを受けなければならない。

2 管海官庁は、前項の規定による条約証書の書換えの申請があつた場合において、その書換えが特定航海における旅客船安全証書又は原子力旅客船安全証書に記載された救命設備に係る事項についての臨時的な書換えのときは、書換えに代えて附属書(第十一号様式)を交付することができる。

3 書換えに代えて交付を受けた附属書に記載された事項に対応する旅客船安全証書又は原子力旅客船安全証書の記載事項は、当該附属書の有効期間中は、当該附属書に記載されたとおり書き換えられたものとみなす。

(再交付)

第八条 船舶所有者は、条約証書を滅失し、又は該条約証書(き損した場合に限る。)、船舶検査証書及び船舶検査手帳又は臨時航行許可証及び船舶検査手帳(交付を受けている船舶に限る。並びに海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳(交付を受けている船舶に限る。)(海洋汚染等防止証書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けている船舶が国際液体化学薬品ばら積船適合証書の再交付を受ける場合に限る。)を添えて管海官庁に提出し、その再交付を受けることができる。

(返納)

第九条 船舶所有者は、次に掲げる場合には、すみやかに、条約証書(第四号の場合にあつては、発見した条約証書)を管海官庁に返納しなければならない。

一 船舶が滅失し、沈没し、又は解散されたとき。

二 船舶が船舶安全法第二項第一項の規定の適用を受けないこととなつたとき。

三 条約証書の有効期間が満了したとき。

四 前条の規定により条約証書の再交付を受けた後、失つた条約証書を発見したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、船舶が当該条約証書を受有することを要しなくなつたとき。

2 船舶所有者は、第二項第六項の規定により交付を受けた国際防汚方法証書を管海官庁に返納することができる。

(船内備置き)

第十条 船長は、条約証書を船内に備え置かなければならない。

第十一条 第七条第二項の規定により交付を受けた附属書は、旅客船安全証書又は原子力旅客船安全証書に添付しておかなければならない。

2 前三条の規定は、附属書について準用する。(証書発給船級協会が交付する条約証書)

第十二条 証書発給船級協会は、国土交通大臣の登録を受けたときは、国際航海に従事する船舶安全法第八条の船舶については貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書を、同条の船舶であつて満載喫水線の位置を定めたものについては国際満載喫水線証書を、防汚方法の検査を受けたものについては国際防汚方法証書を交付することができる。

2 前項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書並びに国際満載喫水線証書の有効期間に関しては、第四条第一項第三号及び第四項の規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程に有効期間に関する事項が定められている場合には、これによるものとする。

3 第一項の規定により証書発給船級協会が交付する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書並びに国際防汚方法証書に関しては、第二項第一項、第三項、第五項、第六項及び第七項、第三項、第七項、第五項、第八項並びに第九条の規定中「管海官庁」とあるのは「証書発給船級協会」と読み替えるものとする。

4 前項において読み替えて準用する第二項第一項に規定する貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、同条第三項に規定する国際満載喫水線証書、同条第五項及び第六項に規定する国際防汚方法証書並びに第三項に規定する条約証書交付等申請書は、これらの規定にかかわらず、船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の五十一第一項の証書の発給業務規程の貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書及び極海域航行船証書、国際満載喫水線証書、国際防汚方法証書並びに条約証書交付等申請書の様式に関する事項によるものとする。

(外国政府が発行する条約証書)

第十三条 安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟している外国の政府が発行する条約証書(国際満載喫水線免除証書及び国際液体化学薬品ばら積船適合証書を除く。以下次条において同じ。)の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事館を通じて申請しなければならない。

2 安全条約及び汚染防止条約に加盟している外国の政府が発行する国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けようとする場合には、最寄りの日本の領事官を通じて申請しなければならない。

3 前二項の規定により交付を受けた条約証書は、この省令の規定により管海官庁が交付したものとはみなす。

(外国船舶に対する条約証書の交付)

第十四条 管海官庁は、安全条約、安全条約議定書、国際満載喫水線条約、国際満載喫水線条約議定書又は有害防汚方法規制条約に加盟してい

る外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても条約証書を交付することができる。この場合において、当該条約証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

2 管海官庁は、安全条約及び汚染防止条約に加盟している外国の政府の要請があつた場合には、当該国に登録された船舶に対しても国際液体化学薬品ばら積船適合証書を交付することができる。この場合において、当該国際液体化学薬品ばら積船適合証書には、当該国政府の要請に基づいて発行した旨を記載するものとする。

(手数料)

第十五条 管海官庁に対して条約証書の交付、書換え、若しくは再交付又は附属書の交付若しくは再交付の申請をしようとする者(国及び船舶安全法施行令(昭和九年勅令第十三号)第五条に掲げる独立行政法人を除く。)は、次に掲げる額の手数料を納めなければならない。

一 条約証書の交付、書換え又は再交付 一万五千八百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次号において「情報通信技術活用法」という。))第六項第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付、書換え又は再交付の申請をする場合にあつては、一万五千六百円)

二 附属書の交付又は再交付 九千四百円(情報通信技術活用法第六項第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあつては、九千二百円)

2 前項の規定による手数料は、手数料納付書(第十二号様式)に収入印紙を貼つて納めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この省令は、昭和四十年五月二十六日から施行する。

(旧省令の廃止)

2 海上ニ於ケル人命ノ安全ノ為ノ国際条約及国際満載喫水線条約ニ依ル証書ニ関スル件(昭和十年通信省令第二十二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過規定)

5 この省令の施行前にした旧規則第六条ノ二の規定による認可は、国際満載喫水線証書の交付

について第十二条第一項の規定に基づいてした認可とみなす。

附 則 (昭和四三年四月二日運輸省令第一一〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年四月十日から施行する。

附 則 (昭和四三年八月一〇日運輸省令第四〇号) 抄

1 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。

(経過規定)

3 この省令の施行の日以後に建造に着手した船舶以外の船舶で国際航海に従事する総トン数百五十トン未満のもの(旅客船又は貨物船で、長さ二十四メートル以上のものに限る。)については、改正後の第二条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

附 則 (昭和四四年六月一〇日運輸省令第三三号)

この省令は、昭和四十四年六月十六日から施行する。

附 則 (昭和四五年七月二四日運輸省令第六五号) 抄

1 この省令は、昭和四十五年八月十五日から施行する。

附 則 (昭和四六年一月二一日運輸省令第二二号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年八月一四日運輸省令第五四号) 抄

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四八年一二月一四日運輸省令第四八号) 抄

1 この省令は、船舶安全法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十号)の施行の日(昭和四十八年十二月十四日)から施行する。

附 則 (昭和四九年七月二五日運輸省令第三二号)

1 この省令は、昭和四十九年八月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和四九年八月二日運輸省令第三四号) 抄

1 この省令は、昭和四十九年九月一日から施行する。

附 則 (昭和五一年三月二七日運輸省令第八号)

1 この省令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五三年七月二〇日運輸省令第四三三号) 抄

1 この省令は、昭和五十三年八月十五日から施行し、第三条の規定による改正後の小型船舶検査機構の財務及び会計に関する省令第二条第二項の規定は、昭和五十三年度に相当する小型船舶検査機構の事業年度の予算から適用する。

附 則 (昭和五三年一二月二二日運輸省令第六一号)

1 この省令は、昭和五十三年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年五月二四日運輸省令第一五号)

1 この省令は、昭和五十五年五月二十五日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線電話証書、貨物船安全無線電信証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線電信証書、貨物船安全無線電話証書、免除証書又は附屬書とみなす。

附 則 (昭和五六年三月二九日運輸省令第六号)

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和五六年四月二五日運輸省令第一八号) 抄

1 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

8 施行日に現に船舶検査証書を受有するタンカーについては、施行日以後最初に行われる定期検査又は第一種中間検査の時期までは、第三条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(以下「新証書省令」という。)第二条第一項並びに第六条第三項及び第五項の規定(貨物船安全構造証書の追補に係るものに限る。)は、適用しない。

9 施行日に現に船舶検査証書を受有するタンカーについては、施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、新証書省令第二条第一項並びに第六条第四項及び第五項の規定(貨物船安全設備証書の追補に係るものに限る。)は、適用しない。

10 施行日に現に船舶検査証書を受有する船舶が受有する第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令(以下「旧証書省令」という。)の規定による貨物船安全構造証書又は貨物船安全設備証書(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令及び実用船舶用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する省令(昭和五十五年運輸省令第十五号)附則第二項において改正後の第二号様式又は第三号様式とみなすこととした貨物船安全構造証書又は貨物船安全設備証書を含む。以下「改正前の貨物船安全構造証書等」という。)は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、新証書省令の規定により交付された貨物船安全構造証書又は貨物船安全設備証書とみなす。

11 管海官庁(船級協会が交付した貨物船安全構造証書にあつては、船級協会)が付録(別記様式)を添付した改正前の貨物船安全構造証書等は、当該証書等の有効期間が満了する時期までは、新証書省令の規定により交付された貨物船安全構造証書又は貨物船安全設備証書とみなす。

12 条約証書の有効期間が満了する際船舶が十年以上であるタンカーであつて施行日に現に旧証書省令第五条第一項の規定により条約証書の有効期間を延長しているものについては、新証書省令第五条第一項の規定(ただし書を除く。)は、適用しない。

別記様式
(貨物船安全設備証書に添付するもの)(附則第11項関係)

別記様式
(管海官庁が交付した貨物船安全構造証書に添付するもの) (附則第11項関係)

国際警察本部 (警察本部が所管した国際警察本部を継承する機関) (警察本部) (国)		警察官 号
警察官署名と捺印の位置 ATTACHMENT TO THE CASUALTY SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE		Certificate No.
警察官署名と捺印の位置 ATTACHMENT TO THE CASUALTY SAFETY CONSTRUCTION CERTIFICATE		日本国 警察官 号
1974年1月25日又はそれより後の日付に署名した警察官の署名と捺印の位置 署名と捺印を記載する。		日本国 警察官 号
Incident No. (Incident number) THE PROTOCOL OF 308 RELATING TO THE INTERNATIONAL CONSTRUCTION OF THE SAFETY OF LIFE IN 2004		
和 Name of Ship	船名 Name of Ship Number of Letters	船名 Name of Ship Date of Birth
1974年1月25日又はそれより後の日付に署名した警察官の署名と捺印の位置 署名と捺印を記載する。		
In Implementation of Regulation 401, Chapter 4 of the Protocol of 2008 Relating to the International Convention for the Safety of Life at Sea		

Sin. 1974 (SOLAS Protocol), the Government of Japan has instituted
Mandatory Annual Surveys.
この件では、本船が、本協会の第1章第4条第1項及び第2項及びSOLAS条第
A.412 (XII) の規定に適合した船舶検査を受けたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that the ship has been surveyed in accordance with
Regulation 403 of Chapter I of the SOLAS Protocol and the appropriate pro-
visions of the Annex to Regulation A.412(XII).
第1 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
1st Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第2 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
2nd Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第3 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
3rd Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第4 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
4th Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
Based at _____ day of _____ 19_____
Issued at _____ day of _____ 19_____
船務長官 (氏名) (印)

別記様式
(船級協会が交付した貨物船安全構造証書に添付
するもの) (附則第11項関係)

別記様式 (船級協会が交付した貨物船安全構造証書に添付するもの) (附則第11
項関係)
付録
日本国政府により行われた検査に基づいて発給する。
ATTESTED BY THE GOVERNMENT OF JAPAN TO
ISSUE THIS CERTIFICATE.
証書番号 _____
船務長官 _____
船務長官の署名と職名を明記する。
ATTESTED BY THE GOVERNMENT OF JAPAN TO
ISSUE THIS CERTIFICATE.
1974年の条約における人命の安全のための国際条約に関する1978年議定書の
第1章第4条第1項の履行のために日本国政府は、毎年の定期検査を規定す
る。
Based under the requirements of the
PROTOCOL OF 1978 RELATING TO THE INTERNATIONAL
CONVENTION FOR THE SAFETY OF LIFE AT SEA, 1974.
船名 船務長官又は
船主の署名 船主の氏名 建造年月
Name of Ship Representative Date of Birth
Name of Ship Representative Date of Birth
1978年の条約における人命の安全のための国際条約に関する1978年議定書の
第1章第4条第1項の履行のために日本国政府は、毎年の定期検査を規定す
る。
In implementation of Regulation 403 of Chapter I of the Protocol of
1978 Relating to the International Convention for the Safety of Life at
Sea, 1974 (SOLAS Protocol), the Government of Japan has instituted, Man-
datory Annual Surveys.

この件では、本船が、本協会の第1章第4条第1項及び第2項及びSOLAS条第
A.412 (XII) の規定に適合した船舶検査を受けたことを証明する。
THIS IS TO CERTIFY that the ship has been surveyed in accordance with
Regulation 403 of Chapter I of the SOLAS Protocol and the appropriate pro-
visions of the Annex to Regulation A.412(XII).
第1 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
1st Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第2 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
2nd Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第3 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
3rd Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
第4 年度船体検査 (中間検査) 場所 _____
4th Mandatory Annual Survey Place _____
Date _____ (年 月 日)
Based at _____ day of _____ 19_____
Issued at _____ day of _____ 19_____
船務長官 (氏名)

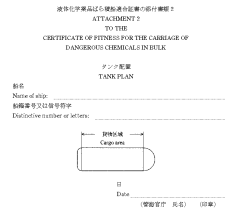
[illegible]

年次検査及び中間検査のための裏書

[illegible]

液化ガスばら積載適合証書の部分書類
ATTACHMENT TO THE CERTIFICATE OF FITNESS
FOR THE CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

[illegible]



附 則（昭和六一年二月二九日運輸省令第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に定める日（昭和六十二年四月六日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第二条中海洋汚染防止設備等検査規則別表第一の改正規定、第三条から第五条までの規定及び第十三条中船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第七条の改正規定（同条第四項から第六項までに係る部分に限る。）並びに附則第七条の規定は、改正法附則第一条第三号に定める日（昭和六十一年十二月一日）から施行する。

（海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 管海官庁は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十八号）附則第一条第三号に定める日以後においては、次の各号に掲げる船舶の所有者の申請に応じ、施行日前においても、第十条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令（以下「新証書省令」という。）第五号の三様式による国際液体化学薬品ばら積船適合証書に相当する証書（以下「相当証書」という。）を交付することができる。

一 第十条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令（以下「旧証書省令」という。）第五号の三様式による国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けている船舶

二 前号の国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けていない船舶であつて、当該船舶が施行日以後に受けることとなる船舶安全法第五条第一項の検査に相当する検査に合格したもの

2 前項の規定により交付した相当証書（旧証書省令第二条第一項の規定により国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けることとされた船舶に交付したものに限る。）は、施行日の前日までの間は、旧証書省令第五号の三様式に

よる国際液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。

3 第一項の規定により交付した相当証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行つたときを除き、施行日以後は、新証書省令の第五号の三様式による国際液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。

4 新証書省令第三条（第三号に係る部分を除く。）並びに第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、相当証書の交付について準用する。この場合において、新証書省令第三条第二号中「海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳又は臨時海洋汚染防止証書及び海洋汚染防止検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）（海洋汚染防止証書又は臨時海洋汚染防止証書の交付を受けている船舶が国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受ける場合に限る。）」とあるのは「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定により交付された海洋汚染防止証書に相当する証書」と、新証書省令第十五条第一項中「条約証書の交付、書換え、若しくは再交付又は附属書の交付若しくは再交付」とあるのは「相当証書の交付」と、同項第一号中「条約証書の交付、書換え又は再交付」とあるのは「相当証書の交付」と読み替えるものとする。

附 則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号）抄

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年五月二六日運輸省令第一四号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年三月二二日運輸省令第二号）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成三年一〇月一日運輸省令第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成四年二月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全構造証書若しくは貨物船安全構造証書の追補を添付した貨物船安全設備証書、貨物船安全設備証書若しくは貨物船安全設備証書の追補を添付した貨物船安全設備証書、貨物船安全無線電信証書若しくは貨物船安全無線電信証書、免除証書又は附属書は、それぞれ同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、免除証書又は附属書とみなす。

附 則（平成三年一二月一日運輸省令第三五号）

1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。

2 この省令の施行前に船級協会が交付した貨物船安全構造証書及び国際満載喫水線証書の有効期間に關しては、改正後の第十二条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月二九日運輸省令第九号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に
關しては、なお従前の例による。
附 則（平成九年一月二七日運輸省令第
五号）
この省令は、平成九年二月一日から施行す
る。

附 則（平成九年三月二二日運輸省令第
一五号）
（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行す
る。
（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に
關しては、なお従前の例による。
附 則（平成九年七月一日運輸省令第四
六号）
（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）

2 この省令の施行の際現に船舶検査証書を受有
する船舶に係る条約証書並びに液化ガスばら積
船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書
（海上における人命の安全のための国際条約及
び満載喫水線に関する国際条約による証書に関
する省令等の一部を改正する省令（平成十二年
運輸省令第三号。以下「改正省令」という。）の
施行の日以後交付される条約証書（原子力旅
客船安全証書、高速船安全証書及び高速船舶航
行条件証書を除く。以下同じ。）及び液体化学薬
品ばら積船適合証書を除く。）については、当
該船舶検査証書の有効期間が満了する日まで
は、なお従前の例による。この場合において、
第一条の規定による改正前の海上における人命
の安全のための国際条約及び満載喫水線に関す
る国際条約による証書に関する省令第五条第一
項（第二条の規定による改正前の船舶設備規程
等の一部を改正する省令附則第七條第三項にお
いて準用する場合を含む。）中「日本の領事官」
とあるのは、「管海官庁又は日本の領事官」と
する。

3 前項の船舶の所有者に対し改正省令の施行の
日以後交付される条約証書又は液体化学薬品ば
ら積船適合証書については、次の表の上欄に掲
げる第一条の規定による改正後の海上における
人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に
関する国際条約による証書に関する省令の規定
（第二条の規定による改正後の船舶設備規程等

の一部を改正する省令附則第七條第四項の規定
により、液体化学薬品ばら積船適合証書につい
て準用する場合を含む。）中、同表の上欄に掲
げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
に読み替えて適用するものとする。

第四 当該証書の交付の当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査若
一項の中間検査に係るしくは中間検査の時期の
第一検査基準日（船舶前日又は安全条約議定書
安全法施行規則第三に從つて管海官庁が指定
十八條第二項の表する臨時検査の日
備考第二号（同条
第七項の規定によ
り読み替えて適用
する場合を含む。）
に規定する検査基
準日をいう。次項
第一号において同
じ。）又は船舶検査
証書の有効期間が
満了する日のい
れか早い日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 当該証書の交付の当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査若
二項の中間検査に係るしくは中間検査の時期の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する日する臨時検査の日
のいずれか早い日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第四 船舶検査証書の有当該証書の交付の日後最
初の日後最初に行われ初に行われる定期検査の
第一検査基準日又は船舶前日又は安全条約議定書
の効期間が満了する初に行われる定期検査の
時期の前日

第五 三月（高速船にあ
ばら積船、液体化学薬品
ばら積船及び船舶が十年
以上であるタンカー（液
化ガスばら積船に該当す
る船舶及び液体化学薬品
ばら積船に該当する船舶
を除く。）にあつては、
三月）

第五 条約証書の有効期
間が満了する際航行する
際航海中となる船舶
二項 海中となる高速船
（旅客船にあつては、
でない船舶（航海航海を
開始する港から終の到着
港までの距離が
最終の到着港まで千海里
を超えない航海に
の距離が千海里を從事す
るものに限る。）
超えない航海に從事す
るものに限る。）

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

第六 中間検査
中間検査又は安全条約議
定書、国際満載喫水線条
約議定書若しくは液体化
学薬品ばら積船の構造及
び設備に関する規約に從
つて管海官庁が指定する
臨時検査

附 則（平成一〇年四月一六日運輸省令
第三号） 抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

附 則（平成一〇年四月一六日運輸省令
第三号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十年七月一日（以下
「施行日」という。）から施行する。
附 則（平成一〇年六月三〇日運輸省令
第四号） 抄
（施行期日）

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成十二年二月二十九日運輸省令第三九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月一五日国土交通省令第三八号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年二月五日国土交通省令第一四四号）

1 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されている貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書とみなす。

附 則（平成十四年三月二八日国土交通省令第二九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の船舶安全法施行規則第一条第五項に規定する小型遊漁兼用船に該当する船舶については、当該船舶が受有している船舶検査証書の有効期間が満了する日までの間は、前条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令第二十条の規定の適用については、同条中「小型兼用船」とあるのは、「小型遊漁兼用船」とする。

附 則（平成十四年六月二五日国土交通省令第七五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十四年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全設備証書又は貨物船安全証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期までは、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全設備証書又は貨物船安全証書とみなす。

附 則（平成十五年七月一〇日国土交通省令第八二号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、二千一年の船舶の有害な汚汚方法の規制に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第二条

3 この省令の施行の際現に船舶検査証書又は臨時航行許可証を受有する船舶については、新構造規則第六十四条の防汚方法に係る船舶安全法第五条第一項の検査の時期までは、第二条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令第二条第五項の規定は適用しない。

附 則（平成十五年一月二六日国土交通省令第一一四号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年一月一日から施行する。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、この省令による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付された

旅客船安全証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書とみなす。

附 則（平成十五年二月二二日国土交通省令第一一八号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成十六年二月二六日国土交通省令第六号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年一〇月二八日国土交通省令第九三号）抄

(施行期日)

第一条 この省令は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

附 則（平成十六年十一月二四日国土交通省令第九五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十七年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書は、第六条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全証書、高速船安全証書及び高速船舶航行条件証書とみなす。

附 則（平成十七年三月二八日国土交通省令第一九号）

(施行期日)
1 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に關しては、なお従前の例による。

附 則（平成十八年六月二三日国土交通省令第七二号）

(施行期日)
1 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際満載喫水線免除証書及び液化ガスばら積船適合証書は、それぞれこの省令による改正後の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際照射済核燃料等運送船適合証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際満載喫水線免除証書及び液化ガスばら積船適合証書とみなす。

附 則（平成十八年一〇月一八日国土交通省令第一〇二号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 管海官庁は、第四条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令（以下「旧証書省令」という。）第五号の三様式による国際液体化学薬品ばら積船適合証書の交付を受けている船舶の所有者の申請に応じ、施行日前においても、第四条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約及び満載喫水線に関する国際条約による証書に関する省令（以下「新証書省令」という。）第五号の三様式による国際液体化学薬品ばら積船適合証書に相当する証書（以下「相当証書」という。）を交付することができ、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行つ

新証書省令第三条（第三号に係る部分を除

く。）並びに第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定は、相当証書の

交付に同意し、及び第二項の規定による証書
交付について準用する。この場合において、新
証書省令第三条第二号中「海洋汚染等防止証書
及び海洋汚染等防止検査手帳又は臨時海洋汚染
等防止証書及び海洋汚染等防止検査手帳（交付

を受けている船舶に限る。）（海洋汚染等防止証

書又は臨時海洋汚染等防止証書の交付を受けている船舶が国際液体化学薬品ばら積積適合証書の交付を受ける場合に限る。」とあるのは「附則第五条第二項及び第四項の規定により交付された海洋汚染等防止証書」と、新証書省令第十五条第一項中「条約証書の交付、書換え、若しくは再交付又は附屬証書の交付若しくは再交付」とあるのは「相当証書の交付」と、同項第二号とある証書の交付、書換え又は再交付

中一条糾証書の交付書換え又は再交付」とある。

るの「相当証書の交付」と読み替えるものとする。

附則（平成二〇年一〇月二九日国土交通省令第八八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十一年一月一日（以

下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）

第三条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に

関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書及び原子力旅客船安全証書は、第六

条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令

(以下「新証書省令」という。)の規定により交付された旅客船安全証書及び原子力旅客船安全

施行日前に建造され、又は建造に着手したことを証書とみなす。

旅客船（以下「現存旅客船」という。）について交付される旅客船安全證書及び原子力旅客船

号の二様式の適用については、これらの様式中安全証書に係る新証書省令第一号様式及び第一

「P. 1」とあるのは「C. 1」と、「P. 2」

とあるのは「C・2」と「F・3」とあるのは「C・3」とする。

現存旅客船であつて施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改

全証書は、同条の規定による改正後の海上にお

ける人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全

全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設
備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証

書とみなす。

附則（平成二十一年二月二十五日国土交

（通省令第七〇号）

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

附則（平成二十二年二月二十八日国土交通省令第二十八号）

附則（昭和三十一年二月二十八日国土交通省令第六二號）
（施行期日）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

この省令による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証

令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、次の表の上欄に掲げ

る船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲

正書に關する省令の現定により交付されし旅客

証書に關する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全証書及び貨物船安全証書のみならず、全設備証書及び貨物船安全証書のみならず。

客船及び総トン数三平成二十四年七月一日以

○ＣＣＴＶ以上の施設	後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期
各船以外の船舶	

三、〇〇〇トン未満後最初に行われる定期検

旅客船以外の船舶	査又は中間検査の時期
トン数一五〇トン以下	平成二十六年七月一日以

五〇トン未満の旅後最初に行われる定期検査又は中間検査の時期

附則（平成二三年五月三十一日国土交通省令第四五号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年六月二九日国土交通
省令第六六号)

（施行期日）
この省令は、平成二十四年七月一日から施行

第五条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に

液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び免除証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び免除証書とみなす。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 第十条の規定による改正前の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付を受けている液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書は、同条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付された液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。

附 則（平成二十八年六月二十四日国土交通省令第五二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成二十八年七月一日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

3 第三条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された貨物船安全設備証書及び貨物船安全証書とみなす。

附 則（平成二十八年二月二十六日国土交通省令第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二十八年二月二十八日国土交通省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第三条 第四条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客

船安全証書、貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、貨物船安全構造証書及び貨物船安全証書とみなす。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四六号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和二年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書とみなす。

（船舶設備規程等の一部を改正する省令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正前の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付を受けている液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書は、同条の規定による改正後の船舶設備規程等の一部を改正する省令の規定により交付された液化ガスばら積船適合証書及び液体化学薬品ばら積船適合証書とみなす。

附 則（令和元年二月一六日国土交通省令第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則（令和二年二月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和四年四月一日国土交通省令第四一〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 第二条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（次項において「旧証書省令」という。）の規定により交付を受けている国際防汚方法証書は、令和六年十二月三十一日までの間は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（次項において「新証書省令」という。）の規定により交付された国際防汚方法証書とみなす。

6 この省令の施行の際現に旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者は、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第三条の規定による国際防汚方法証書の交付を管海官庁に申請し、新証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けなければならない。ただし、旧証書省令の規定による国際防汚方法証書の交付を受けている船舶所有者が、令和六年十二月三十一日までに、新証書省令第九条の規定により当該国際防汚方法証書を返納したときは、この限りでない。

附 則（令和五年二月二八日国土交通省令第九七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客

船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書及び高速船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書及び高速船安全証書とみなす。

[illegible][illegible][illegible][illegible]

3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES		
項 Item	名	受信の降量 ACW (dBm)
1 主系統 Primary system		
1.1 VHF 系統設備 VHF radio installation		
1.1.1 デジタル選呼受信機 DSC receiver		
1.1.2 デジタル選呼受信機増設機 DSC watch receiver		
1.1.3 検出電圧 Radioaltimetry		
1.2 MF 系統設備 MF radio installation		
1.2.1 デジタル選呼受信機 DSC receiver		
1.2.2 デジタル選呼受信機増設機 DSC watch receiver		
1.2.3 検出電圧 Radioaltimetry		

[illegible]

[illegible]

13	保函証券書 Guarantee Certificate of Receipt	
14	保函証券空欄上書き券発行者証券第三書 EMPTY Guarantee Certificate Issuer Certificate No. 3	
15	保函証券空欄上書き券受取手証券第三書 EMPTY Guarantee Certificate Receiver Certificate No. 3	

この保函証券すべてが正しいと証明する。
I HEREBY TO CERTIFY that this Receipt is correct in all respects.

(受取手の保函証券欄)

RECEIVED AT _____

(保函の日)

(Date of Issue) _____

(受取手) (発行者)

(Receiver) (Issuer)

第2号様式（第2条関係）

certificate shall, in accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, be accepted as valid until _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

上記の条約第1条第1項第(1)款第(1)号の規定を適用する場合に於ける船舶の登録
In accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, the certificate shall, in accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, be accepted as valid until _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

上記の条約第1条第1項第(1)款第(1)号の規定を適用する場合に於ける船舶の登録
In accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, the certificate shall, in accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, be accepted as valid until _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

上記の条約第1条第1項第(1)款第(1)号の規定に於いて、新たな船名を登録するに
In accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, the new anniversary date is _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

上記の条約第1条第1項第(1)款第(1)号の規定に於いて、新たな船名を登録するに
In accordance with regulation 1.16(d) of the Convention, the new anniversary date is _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

場所 _____
Place: _____
日 _____
Date: _____

the ship complied with the requirements of the Convention as regards
alcoholic navigational equipment, means of illumination for pilot and
visual pollution.

1.5 この船舶が、海客船及び客貨船番号の標識を上述の条約
及び附帯の條上における乗客の安全のための設備類に就いて備えてい
る。

the ship was provided with lights, shapes and means of making sound sig
nals and distress signals in accordance with the requirements of the Con
vention and the International Regulations for Preventing Collisions at Sea.
1.6

船としての事項について、この船舶が上述の条約の設備類に適合してい
ること。

It all other respects the ship complied with the relevant requirements of the
Convention.

1.7 この船舶が上述の条約の條目一十乗客の運送、旅客乗船設備に就いて代
替設計が採用されているにないこと。

The ship was not subjected to an alternative design and arrangements in
connection with regulation 10 of the Convention.

1.8 船主、乗客設備のための代替設計及び乗客の運送が、この船舶に採用
されている、採用されているにないこと。

A document of approval of alternative design and arrangements for the pre
vention of the meeting appliances and arrangements is/ is not appended to this
Certificate.

3 この船舶が上述の条約乗客乗船設備規則1.1に就いて

の設備に採用されていること。

4 乗客乗船設備に就いて、船舶に採用していないこと。
That an Exception Certificate has not been issued.

この船舶、上述の条約乗客乗船設備規則に基づき客乗乗客設備の検査
が行はれることと認められて、
This certificate is valid until _____, subject to the actual and
periodic surveys in accordance with regulation 1.8 of the Convention.

この船舶に基づき乗客乗船設備が完了した日
Completion date of the survey on which this certificate is based _____
_____, として記載される。

(証書の発給の場所)
Issued at _____ (Place of issue of certificate)

(Date of issue) (署名) (氏名) (印)

乗客乗船設備の検査に受ける乗客
Endorsement for approval of passengers
Endorsement for approval of passengers

上述の条約乗客乗船設備規則に基づき乗客乗船設備の検査
が行はれることと認められて、
This is TO CERTIFY that, at a survey required by regulation 1.8 of the Con
vention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the Con
ven

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船/定期検査
Actual/Periodic survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船/定期検査
Actual/Periodic survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

乗客乗船
Actual survey: _____
Place: _____
Date: _____ (署名) (氏名) (印)

貨物の安全のための設備(設備)形式記号
RECORD OF EQUIPMENT FOR CARGO SHEET SAFETY FORMER
RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH
THE INTERNATIONAL CONVENTION FOR THE SA-
FETY OF LIFE AT SEA, 1974, AS AMENDED

船舶の項目
船名
Name of ship
船籍国又は船主国
船籍国又は船主国
船籍国又は船主国

救命設備の設備
DETAILS OF LIFE-SAVING APPLIANCES

1. 乗組員の乗客設備 Total number of persons for which life-saving appliances are provided	乗組員 Crew	乗客 Passengers
2. 2.1 2.2 2.3 2.4 2.5		

2.6 2.6.1 2.6.2 2.6.3 2.6.4 2.6.5 2.6.6 2.6.7 2.6.8 2.6.9 2.6.10 2.6.11 2.6.12 2.6.13 2.6.14 2.6.15 2.6.16 2.6.17 2.6.18 2.6.19 2.6.20 2.6.21 2.6.22 2.6.23 2.6.24 2.6.25 2.6.26 2.6.27 2.6.28 2.6.29 2.6.30 2.6.31 2.6.32 2.6.33 2.6.34 2.6.35 2.6.36 2.6.37 2.6.38 2.6.39 2.6.40 2.6.41 2.6.42 2.6.43 2.6.44 2.6.45 2.6.46 2.6.47 2.6.48 2.6.49 2.6.50 2.6.51 2.6.52 2.6.53 2.6.54 2.6.55 2.6.56 2.6.57 2.6.58 2.6.59 2.6.60 2.6.61 2.6.62 2.6.63 2.6.64 2.6.65 2.6.66 2.6.67 2.6.68 2.6.69 2.6.70 2.6.71 2.6.72 2.6.73 2.6.74 2.6.75 2.6.76 2.6.77 2.6.78 2.6.79 2.6.80 2.6.81 2.6.82 2.6.83 2.6.84 2.6.85 2.6.86 2.6.87 2.6.88 2.6.89 2.6.90 2.6.91 2.6.92 2.6.93 2.6.94 2.6.95 2.6.96 2.6.97 2.6.98 2.6.99 2.6.100		
---	--	--

4.1.1 4.1.2 4.1.3 4.1.4 4.1.5 4.1.6 4.1.7 4.1.8 4.1.9 4.1.10 4.1.11 4.1.12 4.1.13 4.1.14 4.1.15 4.1.16 4.1.17 4.1.18 4.1.19 4.1.20 4.1.21 4.1.22 4.1.23 4.1.24 4.1.25 4.1.26 4.1.27 4.1.28 4.1.29 4.1.30 4.1.31 4.1.32 4.1.33 4.1.34 4.1.35 4.1.36 4.1.37 4.1.38 4.1.39 4.1.40 4.1.41 4.1.42 4.1.43 4.1.44 4.1.45 4.1.46 4.1.47 4.1.48 4.1.49 4.1.50 4.1.51 4.1.52 4.1.53 4.1.54 4.1.55 4.1.56 4.1.57 4.1.58 4.1.59 4.1.60 4.1.61 4.1.62 4.1.63 4.1.64 4.1.65 4.1.66 4.1.67 4.1.68 4.1.69 4.1.70 4.1.71 4.1.72 4.1.73 4.1.74 4.1.75 4.1.76 4.1.77 4.1.78 4.1.79 4.1.80 4.1.81 4.1.82 4.1.83 4.1.84 4.1.85 4.1.86 4.1.87 4.1.88 4.1.89 4.1.90 4.1.91 4.1.92 4.1.93 4.1.94 4.1.95 4.1.96 4.1.97 4.1.98 4.1.99 4.1.100		
---	--	--

3. 船舶設備の設備 DETAILS OF NAUTICAL SYSTEMS AND EQUIPMENT	項目 Item	設備の設備 Equipment provided
3.1 3.2 3.3 3.4 3.5 3.6 3.7 3.8 3.9 3.10 3.11 3.12 3.13 3.14 3.15 3.16 3.17 3.18 3.19 3.20 3.21 3.22 3.23 3.24 3.25 3.26 3.27 3.28 3.29 3.30 3.31 3.32 3.33 3.34 3.35 3.36 3.37 3.38 3.39 3.40 3.41 3.42 3.43 3.44 3.45 3.46 3.47 3.48 3.49 3.50 3.51 3.52 3.53 3.54 3.55 3.56 3.57 3.58 3.59 3.60 3.61 3.62 3.63 3.64 3.65 3.66 3.67 3.68 3.69 3.70 3.71 3.72 3.73 3.74 3.75 3.76 3.77 3.78 3.79 3.80 3.81 3.82 3.83 3.84 3.85 3.86 3.87 3.88 3.89 3.90 3.91 3.92 3.93 3.94 3.95 3.96 3.97 3.98 3.99 3.100		

[illegible][illegible]

3 無線設備の詳細 DETAILS OF RADIO FACILITIES		実測の電波 Actual power
	電 波 Emission	
1	主系統 Primary systems	
1.1	VHF 無線設備 VHF radio installation	
1.1.1	デジタル選呼呼び装置 DSC master	
1.1.2	デジタル選呼呼び装置中継機 DSC watch receiver	
1.1.3	無線装置 Radio equipment	
1.1.4	MF 無線設備 MF radio installation	
1.1.5	デジタル選呼呼び装置 DSC master	
1.1.6	デジタル選呼呼び装置中継機 DSC watch receiver	
1.1.7	無線装置 Radio equipment	
1.1.8	MF 無線設備 MF radio installation	
1.1.9	デジタル選呼呼び装置 DSC master	
1.1.10	デジタル選呼呼び装置中継機 DSC watch receiver	
1.1.11	無線装置 Radio equipment	
1.1.12	MF 無線設備 MF radio installation	
1.1.13	デジタル選呼呼び装置 DSC master	
1.1.14	デジタル選呼呼び装置中継機 DSC watch receiver	
1.1.15	無線装置 Radio equipment	
1.1.16	四角波出力型電波送信機自動検出装置 Rectangular double pulse service ship watch alarm	
2	航路・海上捜索無線電気設備の構成 Description of the constitution of ship-to-shore distress alerts	
3	海上捜索無線電気設備の運用手順の要約図 Facilities for reception of MSI and search and rescue related information	
4	捜索救助システムに関する主要設備の設置 ITR	
5	双方向音声無線電設備 Two-way VHF radio/telephone apparatus	
5.1	携帯式双方向音声無線電設備 Portable two-way VHF radio/telephone apparatus	

5.2	鉄舟等の搭載及び小舟の固定方式等が何等機密情報露出	
	There are NO radiofrequency apparatus fitted in the vessel (ref)	
6	乗組員及び船客の小舟の管理に必要となる設備	
	Search and rescue hoisting device	
6.1	鉄舟等の搭載及び小舟の固定に適用できるものに関する小舟の搭載設備の一（ロープ、ストレープ等）	
	Raise search and rescue (resquadron) (under SAR) allowed for single equipment in vessel (ref)	
6.2	鉄舟等の搭載及び小舟の固定に適用された乗組員救助ロープ、ストレープ等	
	Raise search and rescue (resquadron) (under SAR) allowed in vessel (ref)	
6.3	鉄舟等の搭載及び小舟の固定に適用できるものに関する小舟の搭載設備の他の設備	
	All search and rescue (resquad) (under SAR) allowed for multiple equipment in vessel (ref)	
6.4	鉄舟等の搭載及び小舟の固定に適用された乗組員救助用器具設備	
	All search and rescue (resquad) (under SAR) allowed in vessel (ref)	
6	乗組員及び船客の安全確保を確保するための方法、諸手帳（記録）及び）	
	METHODS USED TO ENSURE AVAILABILITY OF RADIO FACILITIES	
	7.000 Regulations (Chs 9 and 15.7)	
6.1	設備の二重化	
	Redundancy of equipment	
6.2	修理計画	
	Repair based maintenance	
6.3	船上保守	
	At sea maintenance capability	
5	航海装置の種類	
	DETAILS OF NAVIGATIONAL SYSTEMS AND EQUIPMENT	
	種 目	乗組員位置
	Item	Actual position
1.1	磁気コンパス	
	Magnetic compass	
1.2	子機の磁気コンパス、羅針	
	Slave magnetic compass	
1.3	ジオメタコンパス	
	Gyro-compass	
1.4	ジオメタロープ（歩行機感度での船	
	Gyro-compass heading repeater	
1.5	ジオメタロープ（歩行機感度での船	
	Gyro-compass heading repeater	

本船舶への建造が開始された日
Date on which Keel was laid or at which the ship
was at a similar stage of construction or, in the case
of a converted ship, date on which conversion to a
gas carrier was commenced

この船舶は、上記の船体の次の建造にも先立って建造する。

The ship also comply with the following provisions in the Code:

この船舶は、上記の船体の次の建造の適用も義務される。

The ship is exempted from compliance with the following provisions of the Code:

この船舶は、次のことを証明する。

THIS IS TO CERTIFY:

- この船舶が、上記の船体の規則、6章の規定に従って建造されたこと。
That the ship has been surveyed in accordance with the provisions of section 1.4 of the Code.
- 検査の結果、この船舶の構造及び設備は下記の性能がすべての点において満足なものであること並びにこの船舶が上記の船体の船体構造に適合していることであること。
That the survey showed that the construction and equipment of the ship and the condition thereof are in all respects satisfactory and that the ship complies with the relevant provisions of the Code.
- この船舶は、次に示す設計基準が用いられている。
The following design criteria have been used:
 - 設計温度:℃
design temp:℃
 - 設計圧力:℃
design water temperature:℃

3.

イ ン ン ン の 船 体 and hull	圧 力 条 件 Stress limits				材 質 Materials	船 体 厚 度 Hull thickness
	A	B	C	D		
貨 物 Cargo						

備考 この一覧表に記したイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされる。船体検査は、イ ン ン ン 項目に
Note: Tests referred to in this list are identified on attachment
2, signed and dated test plan.

4 貨物イ ン ン ン 項目の試験は、.....℃で実施された。

Mediocrity of the cargo test results were determined at℃
この船舶は、上記の船体の圧力条件が船体検査に適合することを確認し、
その貨物圧力条件が船体検査に適合することを確認し、
That the ship is suitable for the service in bulk of the following
provisions provided that at the relevant operational provisions of the Code are
observed.

貨 物 Cargo	船体の条件 (イ ン ン ン 項目) Conditions of carriage (bulk carriage, etc.)	設計圧力 Design pressure
設計基準 1 に従う。 Conform to attachment 1, additional signed and dated sheet. この一覧表に記したイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査 と一致するものと見なされる。船体検査は、イ ン ン ン 項目に Note: Tests referred to in this list are identified on attachment 2, signed and dated test plan.		
5 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、船体検査の結果、この船舶に適合 しているものと見なされること。 That, in accordance with 1.4.2.3, the provisions of the Code are modified in respect of the ship in the following manner:		

6 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、船体検査の結果、この船舶に適合
しているものと見なされること。
That the loading and stability information booklet required by paragraph
3.5.5 of the Code has been accepted by the ship in an approved form.

7 この船舶は、次の事項に従って建造されたこと。
The ship shall be loaded:

- 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
only in accordance with loading conditions verified compliant with least and
design stability requirements using the approved stability instrument listed
in accordance with paragraph 3.5.6 of the Code.
- 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
where a classification certificate is issued by paragraph 3.5.7 of the Code is granted
and the approved stability instrument required by paragraph 3.5.6 of the
Code is not fitted, loading shall be made in accordance with one or more of
the following approved methods:
 - 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
in accordance with the loading conditions provided in the approved
loading and stability information booklet referred to in 1.4.2.3, or
 - 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
in accordance with loading conditions verified separately using an ap-
proved form.
 - 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
in accordance with the loading conditions which are approved
range of conditions defined in the approved loading and stability infor-
mation booklet referred to in 1.4.2.3, or
 - 上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
in accordance with the loading conditions verified using approved data
KOSM data defined in the approved loading and stability information
booklet referred to in 1.4.2.3, or
- この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
in accordance with the loading conditions specified in this Certificate.
上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
Where it is required to load the ship after then in accordance with the above in-
struction, then the necessary instructions to justify the proposed loading condi-
tion shall be communicated to the certifying Administration who has authority in
writing the adoption of the proposed loading condition.

この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
This Certificate is valid until the ship is surveyed in
accordance with 1.4 of the Code.

この船舶の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
Completion date of the survey on which this certificate is based:
..... において実施した。

この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
This Certificate is valid until the ship is surveyed in
accordance with 1.4 of the Code.

この船舶の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
Completion date of the survey on which this certificate is based:
..... において実施した。

この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
This Certificate is valid until the ship is surveyed in
accordance with 1.4 of the Code.

この船舶の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
Completion date of the survey on which this certificate is based:
..... において実施した。

この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
This Certificate is valid until the ship is surveyed in
accordance with 1.4 of the Code.

この船舶の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
Completion date of the survey on which this certificate is based:
..... において実施した。

この船舶は、上記の船体の圧力、構造及びイ ン ン ン 項目は、署名及び印のある船体検査
と一致するものと見なされることを確認し、
This Certificate is valid until the ship is surveyed in
accordance with 1.4 of the Code.

[illegible]

日

(軍醫官 氏名) (官階)

Date

諸國船主(又は)諸船主に對する出帆證明書

ATTACHMENT 3

TO THE
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF LIQUEFIED GASES IN BULK

タンク船票
TANK PLAN

船名

Name of ship

船舶種別(又は)貨物名

Designative number of hull type

日

Date

(軍醫官 氏名) (官階)

[illegible]

Completion date of the survey on which this certificate is based
.....において調査した。
(調査実施日欄)
Issued at
(Place of issue of Certificate)
.....
(国名(分))
.....
(Date of issue)
..... (準備室付 氏名) (印鑑)
..... 学次級進及び中間検査に合格する證書
ENDORSEMENT FOR ANNUAL AND INTERMEDIATE EXAMINATIONS
上記の條約の第1.6.6.4項の規定により調査されしを條約において、この條約が同
約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。
THIS IS TO CERTIFY that at a survey completed by 1.6.6.4 of the Code the ship
was found to comply with the relevant provisions of the Code.
年次検査
Actual survey: Place
日
Date
年次検査/中間検査 場所 (準備室付 氏名) (印鑑)
Actual / Intermediate survey: Place
日
Date
年次検査/中間検査 場所 (準備室付 氏名) (印鑑)
Actual / Intermediate survey: Place
日
Date
年次検査 場所 (準備室付 氏名) (印鑑)
Actual survey: Place
日
Date
年次検査 場所 (準備室付 氏名) (印鑑)
Actual survey: Place
日
Date

上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査又は中間検査
ANNUAL/INTERMEDIATE EXAMINATIONS ACCORDANCE WITH PARAGRAPHS 1.6.6.4.2
上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査/中間検査)において、この
條約が同約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。
THIS IS TO CERTIFY that at an actual/intermediate survey in accordance
with paragraph 1.6.6.4.2 of the Code, the ship was found to comply with the rele-
vant provisions of the Convention.
場所
Place
日
Date
(準備室付 氏名) (印鑑)
上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査又は中間検査)において、
この條約が同約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。
ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE UP TO THE FOURTH
THIRTEEN YEARS WHERE PARAGRAPHS 1.6.6.4.2.1 APPLIES
この條約は、上記の條約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。よって、こ
の證書は、附屬規定の第1.6.6.4.2項の規定に従って、
.....まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Cer-
tificate shall, in accordance with paragraph 1.6.6.4 of the Code, be accepted as
valid until
場所
Place
日
Date
(準備室付 氏名) (印鑑)
既述の條約が、上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査又は中間検査)において、
ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE UP TO THE FOURTH
THIRTEEN YEARS WHERE PARAGRAPHS 1.6.6.4.2.1 APPLIES
この條約は、上記の條約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。よって、こ
の證書は、附屬規定の第1.6.6.4.2項の規定に従って、
.....まで効力を有するものとする。
The ship complies with the relevant provisions of the Convention, and this Cer-
tificate shall, in accordance with paragraph 1.6.6.4 of the Code, be accepted as valid until
場所
Place
日
Date
(準備室付 氏名) (印鑑)
上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査又は中間検査)において、
ENDORSEMENT TO EXTEND THE CERTIFICATE UP TO THE FOURTH
THIRTEEN YEARS WHERE PARAGRAPHS 1.6.6.4.2.1 APPLIES
この條約は、上記の條約の附屬規定に適合していることを証明するものとする。
This Certificate shall, in accordance with paragraph 1.6.6.4 / 1.6.6.6 of the
Code, be accepted as valid until
場所
Place
日
Date
(準備室付 氏名) (印鑑)
上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に基づき(年次検査又は中間検査)において、
ENDORSEMENT FOR ADVANCEMENT OF ANNIVERSARY DATE WHERE
PARAGRAPHS 1.6.6.4.2 APPLIES
上記の條約の第1.6.6.4.2項の規定に従い、新たな検査基準日は、
.....とする。
In accordance with paragraph 1.6.6.4 of the Code, the new anniversary date is
.....
場所
Place
日
Date
(準備室付 氏名) (印鑑)
国際航海化学賞状(船舶検査官署名)交付書
ATTACHMENT 1
INTERNATIONAL CERTIFICATE OF FITNESS FOR THE
CARRIAGE OF DANGEROUS CHEMICALS IN BULK
第1条に規定する貨物の運搬に適合する船舶の一覧表(附屬規定)
Certified list of products to those specified in section 4, and their conditions of
carriage.
貨物の名称 (ラベルと包装)
Certificates of carriage
(in accordance with...)
附屬規定
Category
Category
日
Date

第6号様式（第2条関係）

第6号様式（第2条関係）	
(印・署名欄は必須、写真貼付は任意)	
参 照 番 号 Certificate No.	
免 除 証 書 EXEMPTION CERTIFICATE	
○の年號 JAPAN	日本国 JAPAN
日本の憲法及び法律並びに政府の命令その他の法令が個人を保護するものたる關係に基き、日本国政府の権限の下に、免除する。 Based under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974, as modified by the Protocol of 1988 relating thereto under the authority of the Government of Japan:	
船舶の項目 Particulars of ship	船 名 Name of ship
船主の名義 Owner's name or his representative	船主姓名又は船主代表者 Executive member or others
船種 Type of ship	船種の項目 Part of registry
船主の名義 Owner's name	船主の名義 Client's name
船舶検査機関長官署名 Signature of the Surveyor-General	船舶検査機関長官署名 Signature of the Surveyor-General
この証明は、他のことを証明する。 THIS IS TO CERTIFY:	
上記の条約の適用 Application of the Convention	船主の承認によりなされた規定に準ずる。 Compliance with the Convention
前記の船舶が上記の条約の適用を受ける。 That the ship is, under the authority endorsed by inspection, of the Convention, exempted from the requirements	船舶検査機関長官署名 Signature of the Surveyor-General

..... of the Convention,	
この免状証書を条件付きで発給する場合はその条件、.....	
Conditions, if any, on which the Exemption Certificate is granted:	
この免状証書を無条件の範囲について発給する場合はその範囲、.....	
Verages, if any, for which the Exemption Certificate is granted:	
この免状証は、この証書を提示する..... 証書が効力を有していることを条件として、.....	
This certificate is valid until..... subject to the.....まで効力を有する。	
Certificate, to which this Certificate is attached, remaining valid.	
(証書の発給の場所).....に於いて発給し、It,	
Issued at.....	
(発給の場所).....	
(Date of issue).....	
(署名官の氏名).....	
(署名).....	
上記の条約第1条第1項第1項第1項に規定する場合に於ける予金返還の期間について発給された証書にも効力をもたず、以下の言葉	
Reimbursement is granted the certificate is valid for one year from the date of issue. 1 year validity	
この証書は、上記の条約第1条第1項第1項の規定に従い、この証書を提示する..... 証書が効力を有していることを条件として、.....	
で効力を有するものとする。	
This certificate shall, in accordance with regulation 1 / 1401 of the Convention,	

機 名	機 名
日 付	日 付
Date	Date
次のうち第1, 3, 12項に記して置く各欄は必ず記入する。 In accordance with 1, 3, 12 of the Code, the new entry date is.....	
機 名	機 名
日 付	日 付
Date	Date
高速航空器の安全に関する設備に関する事項 RECORD OF EQUIPMENT FOR HIGH-SPEED-CRAFT SAFETY CERTIFICATE 1. 申請者の名称、航空機製造者(機名)及び製造年 This Record shall be permanently attached to the High-Speed Craft Safety Certificate 機名は「HIGH」を記載する RECORD OF EQUIPMENT FOR COMPLIANCE WITH THE INTERNATIONAL CODE OF SAFETY FOR HIGH-SPEED-CRAFT, 2000 1. 船舶の型名 Particulars of craft 船名 Name of craft 製造元(船名)番号 Manufacturer of or build and hull number 船舶番号又は番号付 Distribution number or letters 国際海事移動識別装置番号 IMO number 分類：A 旅客客船 / 主要貨客船 / 貨物船 Category : category A passenger craft / category B passenger craft / cargo craft	

第6号の4様式（第2条関係）（平成29年4月1日現在）

第 号 第 号
Certificate No. _____

第2条第1項第1号の記載事項
PILARSHIP CERTIFICATE

この証明書は、海難救助航行船舶のための設備の取組によって発行される。
This Certificate shall be supplemented by a Record of Equipment for the Pilot Ship Certificate.

この船舶
日本国
JAPAN

建造者または建造者の国または船舶の安全のための国際条約に基づき、日本国政府の承認の下で、建造する。
Insert under the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974 as amended under the authority of the Government of Japan.

船舶の旗国
JAPAN

船名
Name of ship _____
船舶登録又は登録番号
Distinctive number or letters _____
船種別
Part of registry _____
船主
Owner _____
船舶検査機関の承認番号
IMO Number _____
この船舶は、船中にも取組する。
This is to certify:

1 この船舶が乗組員を有する船舶のための設備のコードの適用の安全に導く意思に従って検査されたこと。
This ship has been surveyed in accordance with the applicable safety rules provisions of the International Code for Ship-Operation in Poor Weather.

2 検査の結果、この船舶が乗組、設備、人員、船舶の位置、位置及びその位置の安全を確保するものであること並びにこの船舶がコードの適用の規則に従っていることが確認されたこと。
The survey showed that the structure, equipment, personnel and location

(船日の付)

(Date of issue)

備考 1 船が河川又は内河にある場合に就航する場合に、就航点から船着き点までの間に航行する燃料その他の消費物の重量を相違する諸条件の積算がなされる。

2 重量が一定である場合に船舶の航行速度は、距離の乗乗乗の積に比例する。換算率を一定とすることができ、比較が一定の場合には、距離の積、1.0%と乗換の比乗の積に比例して決まるものとする。

NOTE: 1. When a ship departs from a port situated on a river or inland waters, longer loading shall be permitted according to the weight of fuel and all other materials required for occupancy between the point of departure and the way.

2. When a ship is in fresh water of unit density the appropriate load line may be submerged by the amount of fresh water eleventh

船政条約の履行に必要の調査に基づく報告書
 Annual survey in accordance with article 19(6)(c) -
 船政条約の履行に必要の調査に基づく報告書において、この船舶が船政条約の
 附属規定に適合していると認められたことを証明する。
 THIS IS TO CERTIFY that, at a survey in accordance with article 19(6)(c) of the
 Convention, the ship was found to comply with the relevant requirements of the
 Convention.

場 所 :
 日 付 :
 Date :
 (警備官中 氏名) (印鑑)
前記の条約の第10条及び同条の規定を適用する場合における複製権に關する条約の取扱又は調査取扱いについて取巻の有効期間を延長するための書面
 Redundant. to extend the validity of the certificate until reaching the next of

100% 90% 80% 70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 0%

船舶の要目

Particulars of ship	
船名	Name of ship
船舶番号又は符号等	Registration number or letters
船長	Master
Port of registry	
主条約に調印した国名(ノート)	(Noted)
Length(s) as defined in article 190 (in metre)	
国際海難救助船舶番号	BONumber
この要目、船名と登録簿を	
TITLE IS TO CERTIFY:	
前記の船舶の所有の合法性、及び規定によつて与えられた権限に基づき、この船舶が前記の船舶の登記の適用を受けること。	
That the ship is exempted from the provisions of the Convention, under the authority conferred by article 602 of the Law of registration referred to above.	
この要目、船名と登録簿を前記の規定に準じて輸出することにより権利が認められるもの。	

[illegible]

條 例
 Place: _____
 日 行
 Date: _____ 會議報告 民國 38 年
 的內務部所屬地方法院檢察處檢察官王士傑於中華民國三十八年五月九日在重慶市上訴第二
 次公審
Statement for endorsement of testimony due where article 383 states
 的內務部所屬地方法院檢察處檢察官王士傑於中華民國三十八年五月九日在重慶市上訴第
 二次公審
 In accordance with article 383 of the Constitution the new testimony file is

 條 例
 Place: _____
 日 行
 Date: _____ 會議報告 民國 38 年
 的內務部所屬地方法院檢察處檢察官王士傑於中華民國三十八年五月九日在重慶市上訴第
 二次公審
 In accordance with article 383 of the Constitution the new testimony file is

 條 例
 Place: _____
 日 行
 Date: _____ 會議報告 民國 38 年
 的內務部所屬地方法院檢察處檢察官王士傑於中華民國三十八年五月九日在重慶市上訴第
 二次公審
 In accordance with article 383 of the Constitution the new testimony file is

[illegible]

THIS IS TO CERTIFY that a survey required in accordance with regulation(s) (b) of Annex 4 to the Convention found that the ship was in compliance with the Convention.

調査された防犯システムの調査

Details of anti-finding system(s) installed

防犯方法の種類	Type(s) of anti-finding system(s) used
防犯方法が施された箇所	Location(s) of application of anti-finding system(s)
施装を行った会社及び製造者の名称/施装を行った船舶	Name(s) of company(ies) and facility(ies)/location(s) where applied
防犯方法の製造者の名称	Name(s) of manufacturer(s)
防犯方法の名称及び仕様	Name(s) and colour(s) of anti-finding system(s)
登録済成分及びクイック・アクセス・システム・データベース登録番号(如果有)	Active ingredient(s) and their Chemical Abstracts Service Registry Number(s) (if applicable)
使用する場合には、レーザーの種類	Type(s) of laser used, if applicable
使用する場合には、施装されたレーザーの名称及び仕様	Name(s) and colour(s) of laser used, if applicable
レーザーの施装の箇所	Location(s) of application of laser used

場所	Place
日時	Date
署名	Signature

第9号様式（第3条関係）

[illegible][illegible][illegible]

6	there	
	救命浮環	
	Rescue apparatus	
4.1	浮環の個数	
6.2	Number of apparatus	
	又はこれに相当する人数	
	Number of persons capable of being	
	supported	
7	救命浮環の個数	
	Number of lifebuoys	
8	救命浮環の個数	
	Number of lifebuoys	
	イマーシジョン・スロープ	
9	イマーシジョン・スロープ	
	Immerision suits	
9.1	個数	
	Total number	
9.2	救命浮環の個数に相当するボートの個数	
	Number of boats equivalent with the	
	requirements for lifebuoys	
10	耐火保護の個数	
	Number of thermal protective suits	

前記の船舶は、上記の難航によって1994年の海上における人命の安全のため国際条約の規定に準拠するものでない。

Regarding the above reduction of the life-saving appliances, the above mentioned ship has no infringement of the provisions of the International Convention for the Safety of Life at Sea, 1974.

この附属書は、救命装置に関する限り、**国連船舶安全条約**によって効力

In so far as the life-saving appliances are concerned, this ANNEX shall

valid as a substitute for the PASSENGER SHIP SAFETY
NUCLEAR PASSENGER SHIP SAFETY
CERTIFICATE.

この附属書は、日本国政府の権限に基づいて発給する。

This ANNEX is issued under the authority of the Government of Japan.
この附属書は、.....年.....月.....日から.....年.....月.....
日まで効力を生ずる。

It will remain in force from the..... day of until the
..... day of

.....において.....年.....月.....日に発給した。
 Issued at the day of

智海宮竹(民 名)(尋章)

第12号様式（第15条関係）

手 続 料 納 付 書

期

年 月 日

申請者の氏名又は
住所及び住所

下記の申請について手数料を納付します。

1. 申請事項

2. 金 額

3. 備 考

印 入
印 紙